

作 新 台 緑 化 協 定

(目 的)

第 1 条 この協定は、庭のみどりを豊かにし、やがて第 3 条に定める区域が、みどりに包まれた安らぎのある場所となり、住いの環境が快適なものとなるよう、都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号以下「法」という。）第 20 条の規定にもとづいて定める。

(名 称)

第 2 条 この協定は、作 新 台 緑 化 協 定 という。

(協定区域)

第 3 条 協定の区域（以下「協定区域」という）は、千葉市作新台 1 丁目 1559 番地の別紙図面に表示する区域とする。

(協定の効力)

第 4 条 この協定は、法による認可を千葉市長から受けた日から起算して、1 年以内において、協定区域内に 2 以上の土地所有者等（法第 14 条に規定する土地所有者等をいう。）が在することとなつたときから効力が発生する事になり、このとき以後において新たに協定区域内の土地

所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第 5 条 第 1 条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。これに基づき、土地所有者等は、その所有し又は地上権若しくは賃借権を有する土地の緑化につとめるものとする。

1. 道路、隣地の境界部分は、樹木の植栽による事が望ましい。ただし、出入口、車庫等に用いる部分については、この限りではない。
2. 植栽する樹木は、各家庭の緑化ばかりでなく地域の環境保全に役立たせ、かつ街区の美観、風致の向上を目的として、常緑樹、落葉樹各 1 本を道路、隣接等から視野に入る部分にかならず植栽すること。
3. 所有者等は、植栽した樹木を増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は原則として移植し、枯損した場合は同樹種を補植するものとする。

(猶予期間)

第 6 条 前条第 2 号の規定による樹木の植栽は、土地所有者等の
入居後 1 年以内に完了するものとする。

(協定の有効期間)

第 7 条 協定の有効期間は、効力が生じた日から 10 年間とし、
期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をし
なかつた場合は、さらに 10 年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第 8 条 1. 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等
全員の合意により、法による認可を受けるものとする。
2. 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半
数の合意により、法による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第 9 条 この協定は、新たに土地所有者等になつた者に対しても
効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡
した場合、新たに土地所有者等となつた者に対し、この協
定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さ
なければならない。

(代表委員会の設置)

第 1 0 条 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行なうため、土地所有者等のなかから互選により若干名の代表委員を選出し、年 1 回以上の代表委員会を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第 1 1 条
1. とり決めた緑地事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、代表委員会は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。
 2. 前項の要求があつたのち、3ヶ月を過ぎても要求のあつた事項を履行しない者に対して、代表委員会は、協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

以 上